



Title	契約法における信義則の比較法的研究
Author(s)	Tin, Nyo Nyo Thoung
Citation	大阪大学, 2009, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49376
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	ティン ニョニョ タン TIN NYONYO THOUNG
博士の専攻分野の名称	博 士（法 学）
学 位 記 番 号	第 2 2 6 4 3 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 21 年 3 月 24 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学 位 論 文 名	契約法における信義則の比較法的研究 COMPARATIVE ANALYSIS OF THE GOOD FAITH PRINCIPLE IN CONTRACT LAW (BETWEEN JAPANESE LAW AND INTERNATIONAL LAW OF CONTRACT)
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 松川 正毅 (副査) 教 授 小杉 茂雄 准教授 松井 和彦

論 文 内 容 の 要 旨

ミャンマーは、かつてイギリスの植民地下にあったため英米法系の法制度を基礎としながらも、1974年から1988年までの間、社会主義経済政策をとっていたため、他の英米法系の国と比べて、法の発展が遅れている。1988年、ミャンマーは市場経済政策の導入を決め、外国との貿易に必要な法律の整備を行ってきた。外国企業の投資や国際取引が急増し、それに伴い、外国企業との契約に関する法的問題が増えてきている。その中でとりわけ多いのが、契約交渉に関する問題である。

ミャンマーの契約法は、例えば契約書で全てを明示しておくことを重視する等、英米法の影響を強く受けており、その英米法は、契約締結前に生じた問題を、約束手続の禁反言やエクイティという概念などを用いて、不法行為責任として解決している。しかし、ミャンマーの不法行為法は交通事故事件のみを対象としたものであり、契約締結前に生じる問題、すなわち契約交渉準備段階において一方当事者が契約を不当に破棄するという問題を解決する方法を持ち合わせていない。

そこで、ミャンマー法のもとで、契約締結前に生じた問題をどのように解決していくことが可能かを検討したのが本稿である。検討にあたっては、ミャンマー法では、不法行為法は交通事故問題にしか対応していないため、契約責任の問題として解決できないかを探った。

検討対象としては、日本法と国際契約法を採り上げた。日本法は契約締結前の問題に対する解決方法を持っていないところから、外国法を参照して、判例法理によって契約責任としての解決方法を有するに至っており、また、なお議論もなされており、外国法を参考にしながら法の発展を目指すべきミャンマーにとって示唆を得るところが多いと考える。また、国際契約法としては、国連国際動産売買条約・国際商事契約法原則・ヨーロッパ契約法原則の3つがあるが、ミャンマーで生じている問題はほとんどが国際取引における問題であり、国際契約法の理解は欠かせず、これらの規定を踏まえて、国内法の整備をすることが必要である。

契約締結前の問題を契約責任で捉えるためには、信義則という概念が不可欠である。契約は成立していないが、信義則上当事者の間には何らかの関係があるということから責任を負わせるためである。そこで、本稿では、日本法及び国際契約法のそれぞれについて、まず契約法における信義則の概念を明らかにした上で（一）、契約締結前の責任と信義則との関連を分析し（二）、そこからミャンマー法への示唆を得た（結び）。

一では、契約法における信義則を分析した。

日本民法では、契約締結前の責任について、信義則に基づいて考えるドイツ法を採用したとされている。信義則は民法1条2項で一般条項として規定されており、これを柔軟に適用することで、契約締結前の責任を認めるに至っている。

国連国際動産売買条約・国際商事契約法原則・ヨーロッパ契約法原則においても、信義則に関する明文の規定がある。ただし、実際には、信義則の適用方法やその範囲については、各国で異なるので、どのように適用するのか、現在問題になっているところである。

二では、契約締結前の責任と信義則の関連について検討した。

日本では、判例によって、契約締結に至らなかった場合であっても契約責任が生じるとされている（最判昭和59年9月18日民集142号311頁、最判平成19年2月27日裁判所時報1430号9頁）。契約交渉段階において、当事者は互いに損害が生じないように注意する義務があり、それに違反した場合には、信義則上の義務違反を根拠に損害賠償責任が生じると考えるのである。しかし、日本の学説は分かれている。まず、交渉が始まった瞬間から当事者間には信頼関係が発生し、お互い保護しあわなければならないと考える信頼理論がある。契約成立に至っていないくても、当事者間に約束があれば、それは守らなければならないとする約束理論、さらに、契約締結に至る合意はまだない段階であっても、交渉によって合意が熟度していくと考える熟度論、マクニールの理論を参考にした関係的契約論が存在する。また、契約交渉破棄問題を不法行為責任だとする判決もなお存する。このような状況の中で、日本では、民法（債権法）改正の中で、契約交渉段階における問題を立法化しようという動きもある。

国際契約法では、当事者の行為が信義誠実でなければならないという規定が設けられている。契約責任か不法行為責任かを明示せず、契約締結前の問題を信義則上の義務違反として解決している。大陸法の代表の1つであるドイツ法では信義則をもとにした解決方法を採用していたが、英米法の代表の1つであるアメリカ法では約束手続的反言や関係的契約論に基づく解決方法が提案され、またフラーやアティアといった学説も信義則に基づいた解決方法は用いない場合に、国際契約法はそれらを統一するのが難しかったためである。

日本民法における信義則は立法に規定されていない問題のために一般条項として適用される。立法されている通りでは解決できない場合に、当事者の行為が信義誠実であるかどうかで判断するための概念である。国際契約法の信義則も、日本法と同様、一般条項として機能しており、当事者の行為が信義誠実であるか公正取引であるかはかるためのものである。本稿では、契約交渉破棄に関する問題を中心に分析・検討を行い、契約責任を契約締結前の段階にまで広げることが可能であり、そのためには信義則という考え方が必要であること、しかしその信義則概念は様々で、学説や判例が分かれていることを明らかにした。それゆえ、国際契約法はそれらを統一するため、信義則（信義誠実及び公正取引）を根拠に契約交渉段階の当事者の責任を規定し、日本でも、契約責任か不法行為責任か問わずに信義則に反すれば損害賠償責任が生じるという立法の試みがなされている。

このように、契約締結前の責任を不法行為か契約責任かを問わずに解決できる信義則概念は、契約締結前の責任を解決する不法行為制度も契約責任制度も存在しないミャンマー法にとって、有益な解決方法として示唆を与えている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、契約締結上の過失をめぐる法的問題を、契約責任と不法行為責任の観点から、信義則の観点も加味しながら日本法を題材にして分析を試みたものであり、とりわけティン・ニョニョ・タンの母国であるミャンマー法の解釈に新しい視点をもたらすものである。

本論文は、主として契約が成立するまでの当事者の責任を、不法行為責任、契約責任の観点から検討し、日本法を中心に、ヨーロッパ契約法原則など国際的な契約法の観点からも、多角的に分析を加えたものである。

本論文では、ミャンマー法の特徴の分析が序論としてなされている。その後、主題となる「信義則概念」の変遷の分析と、「契約締結上の過失」に関する責任根拠の探求を行う二部構成で成り立っている。

契約締結上の過失を扱う前提問題としての、契約の成立要件の問題は、同国のおかれた政治的事情を反映しており、興味深いものがある。おのずと、成立時期をどこに捉えるかによって、状況は大きく異なる。ミャンマーでは、契約締結前と意識されていても、わが国や欧米の法のもとでは、成立後となり得るからである。このような問題意識は、重要であり、意思自治の理論が、ミャンマーでどのように根付いているのかを知ることができ、興味深い研究題材となっている。

不法行為責任がいまだ十分な発展を示しておらず、機能が果たせていない現状のもとで、法理論として、契約責任に興味を持ち分析がなされている。このことは同国の法事情を反映し興味深い。信義則にもとづく契約責任の発展が必要とのティン・ニョニョ・タンの論拠も、同国のおかれている法事情の観点から充分に理解できる。このような契約法の観点からの分析をなす文字の間からも、同国における不法行為責任の生成と発展が急務でありかつ必要であることが、読み取れて興味深い。不法行為責任も自由な法制度を担保するものであることを改めて考えさせられる分析である。

本論文は、契約締結上の過失の法的問題を日本法を中心として、比較法的に分析した研究であり、ミャンマーの法制度に寄与すること大きなものがある。またわが国の法制度を、契約自由の観点から位置づけ、意思自治の原理の意味とその価値を再認識し、新しい視点を提供している。ティン・ニョニョ・タンの本論文は日本法における問題意識を明確にした上で、豊富な文献に基づく意欲的な研究であり、審査員一同が、充分に博士の学位を授与するに値するものと評価した。